

福祉施設職員，ホームヘルパー，社会福祉協議会職員等福祉従事者確保に関する緊急提言

平成3年12月

全国社会福祉協議会

はじめに

国民だれもが必要とする福祉サービスの拡充をめざし、積極的な取り組みが始まっています。

急ピッチで進む高齢化社会のもとで、福祉ニーズの増大・高度化・多様化がみられます。福祉ニーズに対応して、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」等にそった福祉施設や在宅福祉事業は、増大の一途をたどっています。今後、福祉事業の拡大を図っていくためには、現在の福祉従事者70万人に加えて、向こう10年間で新たに40万人余の従事者が必要とされています。

福祉従事者が明るく働き、安心して働き続けることができるよう、その待遇や勤務条件の大幅な改善が進展するかどうか、その結果は、今後の福祉サービスの拡大充実に左右するものです。

国・地方自治体による福祉従事者確保に関する法律の制定、行財政的な措置の充実ならびに社会福祉法人等における勤務条件改善、福祉厚生事業の充実、人事管理・研修・運営組織の充実等への取り組みに対する国民の関心は、きわめて高いものがあります。

国民の理解を得て、いま福祉従事者確保の明るい見通しを拓くとき。

一方、福祉従事者の確保は、産業界全体が深刻な労働不足の状況にあるなかで、他の産業との競争のもとで取り組まなければならない厳しい面も

もっています。しかし、国民の福祉サービスへの期待や関心を背景に、社会福祉法人等が福祉従事者の待遇や勤務条件の改善に努めて、多様化する利用者のニーズに応えたサービスの拡大充実の方向をとるならば、その努力は国民の支持を得て、従事者確保の明るい展望を切り拓くことができます。

社会福祉協議会に結集する私たち社会福祉関係者は、今後の従事者確保に関する次の「緊急提言」を行うものです。

第一は、社会福祉法人等が福祉従事者の勤務条件改善への熱意をもち、改善に取り組むための指針となる「勤務条件等改善目標・十か条」を策定する。

第二は、社会福祉法人等の関係者が共同して福利厚生事業、職員募集、研修事業等を実施することを提案する。

第三は、福祉従事者の勤務条件を改善し、その確保を図るため、法律面での整備と国・地方自治体の各種施策・予算措置の充実に要望する。

本「提言」の実現のために、広く国民のみなさまのご理解とご支持を期待いたします。

平成3年12月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉予算対策委員会
 施設協議会連絡会
 老人福祉施設協議会
 厚生事業協議会
 授産施設協議会
 身体障害者施設協議会
 全国保育協議会
 全国保母会

養護施設協議会
 乳児福祉協議会
 母子寮協議会
 心身障害児者団体連絡協議会
 全国社会福祉施設経営者協議会
 地域福祉特別委員会
 全国ホームヘルパー協議会

I 『勤務条件等改善目標・十か条』

「改善目標」の意義とねらい

『勤務条件等改善目標・十か条』は、複雑多様化する利用者の福祉ニーズに対して心からの笑顔で応えることができるよう、また、より多くの人びとが福祉サービスの分野に働きつづけることができるよう、社会福祉法人等が自主的に、福祉従事者の待遇・勤務条件の改善を図るために合意し、定めた指針である。

ここに合意した『改善目標』は、今後、新たな人材を確保するうえで欠かせないものであり、とくに社会福祉協議会等が共同して職員募集や福利厚生事業を実施するうえでの前提条件となるものである。

『勤務条件改善目標・十か条』に定めた目標は、社会福祉法人等が自主的に直ちにに取り組むべき改善

目標とともに、法制度や予算措置等の充実に踏まえて中期的に取り組むべき目標をも掲げている。

1. 直接処遇職員等の勤務時間短縮を図る

2. 休日・休暇取得の促進を図る

〔勤務時間・休日の改善目標〕

社会福祉法人等は、福祉施設職員、ホームヘルパー等在宅福祉従事者、社会福祉協議会職員等地域福祉関係従事者の勤務時間、休日・休暇の付与について、利用者へのサービスの質の確保を図りつつ、次のような改善に努める。

〔平成4年度〕	① 勤務時間は、週42時間以下をめざす。 ② 年次有給休暇の完全取得をめざす。
〔平成5年度以降〕	週休2日制の導入、年次有給休暇の計画的付与を通じて、次の目標の実現に努める。 ① 勤務時間は、週40時間を目標とする。 ② 年間の総労働時間は、1,800時間を目標とする。 ----- ③ 新たな休暇制度の導入をめざす。 従業者の働くエネルギーの蓄積、心身のリフレッシュ、社会貢献活動等参加のための休暇、介護休暇等、新たな休暇制度の導入をめざす。

3. 夜間勤務・宿直勤務の軽減を図る

〔夜間勤務の改善目標〕

夜間勤務に関しては、サービスの質の確保や防災等の観点からの必要な配慮を行いつつ、①業務改善

による夜間業務の軽減に努力するとともに、②「チーム介護」（常勤職員＋非常勤職員のチーム）の考え方を導入して、夜間勤務専門職員（非常勤職員等）の配置を図るなど、積極的な軽減策を採る。

さらに、ホームヘルパーの場合には、早朝・夜間・休日等の緊急ニーズに応えることが期待されてお

り、交替制勤務の導入や業務手当の創設に努める。

〔平成4年度〕	(1) 職員1人当たりの夜勤回数は、週1回以下（3交替勤務施設の場合は、準夜勤・深夜勤をそれぞれ1回とカウントし、週2回以下）を目標とする。
	(2) ホームヘルパーの場合、早朝・夜間・休日の特別時間帯の交替制勤務の導入を図るとともに、業務手当制度を創設する。

〔宿直勤務の改善目標〕

宿直専門の職員（常勤職員非常勤職員のチームの体制や外部委託化など）の導入の努力を通じて、長時間拘束勤務の解消に努める。

宿直勤務は、その前後の通常勤務とあわせると30数時間にのぼる長時間拘束勤務となる場合がある。

〔平成4年度〕	(1) 宿直専門の職員（非常勤職員や外部委託化など）の導入に努める。
---------	------------------------------------

4. 給与・退職手当の改善を図る

心して長期にわたり働くことができるよう、給与・退職手当の改善に努める。

〔給与改善の目標〕

また、国における「福祉職俸給表」の創設と給与財源改善の動向を考慮に入れて法人として「福祉職俸給表」を準用した給与表を採用するなどにより給与水準の引き上げに努める。

社会福祉法人等は、福祉施設職員、ホームヘルパー等在宅福祉従事者、社会福祉協議会職員等が、その専門資格や専門的業務に相応しい待遇が保障され安

〔平成4年度および平成4年度以降〕	(1) 福祉施設職員の給与 ① 社会福祉法人等は、国家公務員・地方公務員の給与水準ならびに地域の賃金も勘定のうえ、福祉業務の困難性にも配慮した給与水準をめざして、改善に努める。 ② 国における「福祉職俸給表」の創設と給与財源改善に基づいて、各法人等はその給与表の改定に努める。 ③ そのため、各施設協議会等においては「モデル給与表」を策定し、各法人等の給与改善の指針とする。 その場合、職階制（主任制をはじめ、新たに副主任制、副施設長制等）に配慮した給与体系の導入に努める。
	(2) 社会福祉法人等は、ホームヘルパーの給与表を作成し、給与改善に努める。
	(3) 区市町村社会福祉協議会は、福祉活動専門の給与水準として地方自治体職員と同等の水準をめざす。
	(4) 都道府県・指定都市社会福祉協議会は、福祉活動指導員の給与水準として地方自治体職員と同等の水準をめざす。
	(5) 社会福祉法人等は、各種の専門資格の取得者や各種専門研修を修了した従事者について、給与面での優遇措置を講ずることによって、従事者の専門資格取得や資質向上の努力を評価し奨励する。
	(6) 非常勤職員・パート職員に関する給与規定の整備と給与改善に努める。

〔退職手当改善の目標〕

〔平成4年度〕	(1) 社会福祉・医療事業団「退職共済制度」の加入対象外の従事者について、加入実現までの間、社会福祉法人等の努力としてその他の諸制度への加入に努める。
---------	---

5. 福祉機器の導入、業務省力化を図る

〔自立支援充実と業務省力化の目標〕

社会福祉法人等は、業務の改善や工夫を通じて利用者の自立、快適な介護に配慮された福祉機器の導

入を図り、あわせて介護業務担当従事者の過重負担の軽減に努める。

さらに、介護業務担当職員やホームヘルパー等が担当している間接業務の一部を省力化・機械化、外部委託化を図り、直接利用者サービスに携わる業務時間を増やすよう努める。

〔平成4年度～〕	<p>社会福祉法人等は、次の業務省力化等に努める。</p> <p>(1) 業務省力化の機器導入を図る。</p> <p>(2) 介護関係福祉機器の導入を図る。</p> <p>(3) ホームヘルパーの業務用車両、業務用機器の導入、業務用消耗品等の確保を図る。</p> <p>(4) 夜間の管理業務、宿直代行、清掃、リネンサプライ、移送業務（運転）などの業務外注化に努める。</p>
----------	--

6. 健康で安全に働き続けるための職場環境・健康管理の改善に努める

〔健康管理の目標〕

社会福祉法人等は、福祉施設職員、ホームヘルパー等に関して、職業病予防のために職場環境の整備を図るとともに、利用者処遇のなかで生じる感染症の予防など健康管理に努める。

〔平成4年度～〕	<p>(1) 福祉施設の寮母、ホームヘルパー、看護婦等、直接処遇職員に関して、伝染性の疾病等への感染防止策（予防接種等）を採るとともに、業務マニュアルの作成等を通じた安全教育を徹底する。</p> <p>(2) 法人として、または法人が共同して、従事者の精神保健面の健康管理のためにカウンセリングなどの相談の機会確保に努める。</p> <p>(3) 体力増進、ストレス解消、心身のリフレッシュのための積極的な福利厚生共同事業を実施する。</p>
----------	---

7. 共同募集・共同雇用、新しいポストの確保、職階制の確立、人事交流の促進等を図る

〔従事者の共同募集・共同雇用等〕

各社会福祉法人の努力で、勤務条件に関する一定地域内の法人間の格差を解消して、法人が共同して従事者募集等を行う場合の前提条件を整える。また、絶対数が少ないセラピスト等の専門職は、共同雇用し各法人に派遣する方式等も検討する。

〔人事活性化の目標〕

福祉施設職員、ホームヘルパー、地域福祉関係従事者が専門性を発揮し、長期にわたって積み上げた実績が正当に評価され、適正な職階へと位置づけられるよう、新しいポスト（職階制）の確立を図る。そのために、法人の複数事業経営化などを促進する。また、法人間・施設間の人事交流のシステム化を検討する。

〔平成4年度～〕	(1) 社会福祉法人等は、各職務部門別に主任制(複数の主任制一副主任制)の導入など、専門職による業務が評価されその蓄積が活かされる指導的なポストを設定し配属する。 (2) 社会福祉法人等は、従事者の業務の実績を評価するシステムと特別昇給・昇格制度、職能給の導入に努める。 (3) 介護福祉士、社会福祉士等の専門資格取得への援助を行う。(資格取得のための準備への援助、資格取得後の特別昇給制度の導入等) (4) 社会福祉法人等は、一法人複数施設経営や複数の事業経営(在宅福祉事業の受託等)を通じて、法人内部の人事異動が可能となり職員の能力発揮ができるように努める。また施設間・事業間における人事交流を図る。 (5) 社会福祉法人等は、福祉人材情報センターの事業に参画してセンター機能の充実を図り、事業者の共同募集の実施に努める。
----------	---

8. 福利厚生事業への着手・充実を図り、育児休業制度の導入を図る

等在宅福祉従事者、社会福祉協議会職員等地域福祉関係従事者等が働き続けるうえで欠かせない福利厚生、リフレッシュのための各種事業への着手とその充実を図るとともに、育児・介護等のための休業制度の導入に努める。

〔福利厚生事業の目標〕

社会福祉法人等は、福祉施設職員、ホームヘルパー

〔平成4年度～〕	(1) 職員住宅対策の充実、たとえば住宅借り上げ提供等。 (2) 健康増進設備、職員休憩室など日常勤務の場における福利厚生設備を整備充実する。 (3) 法人独自の福利厚生事業や共済事業による各種福利厚生事業、各種行事、スポーツ・リフレッシュ事業等の実施 (4) 労災上の見舞い金制度、民間保険の活用等の実施。
〔平成5年度以降〕	(1) 「厚生年金基金」の創設をめざす。

〔育児休業制度の導入・普及の目標〕

う、育児休業制度の導入を図る。

子どもを産み育てつつ働き続けることができるよ

〔平成4年度〕	(1) 育児休業制度導入にあたっての就業規則等の整備をすすめ、育児休業制度の導入を図る。 (2) 事業所内保育の実施を促進する。
---------	---

9. 現任職員研修制度の充実を図る

よう、体系的な研修方針を確立し、外部研修への積極的な派遣等に努める。

〔現任研修制度充実の目標〕

社会福祉法人等は、従事者が現在の業務において必要とされる専門性を身につけ実績を積んでいける

また、社会福祉協議会等は、研修センター事業を充実し、体系的な研修システムを確立する。

〔平成4年度〕	社会福祉法人等は、体系的な研修方針を確立し、実施する。 (1) 自己研修の奨励、職場内研修の実施。 (2) 各種の外部研修—新任職員研修、中堅職員研修、専門技術研修、幹部職員研修等—への派遣。 (3) 海外研修、国内留学への派遣等。 (4) 介護福祉士・社会福祉士資格等の国家資格取得をはじめ各種の民間専門研修の受講等への援助に努める。
〔平成5年度〕	社会福祉協議会等は、研修センター事業の充実を図る。 (1) 中央社会福祉人材研修センターの創設への取り組み (2) 都道府県・指定都市研修センターの整備の促進

10. 地域福祉の事業への貢献，国際化への貢献を通じたイメージアップ

〔イメージアップの目標〕

社会福祉法人等は、福祉施設や在宅福祉の事業はたしている役割を、地域のなかでアピールする。とくに、福祉施設の事業、在宅福祉活動に参加する住民や実習学生に向けて、福祉サービスの業務が利用者（高齢者、障害をもつ人びと、児童たち）との共感に満ちたヒューマンな業務であり自己の成長や

専門性等キャリアの蓄積に結びつく素晴らしい面をもっていることを、アピールする。

〔社会貢献の目標〕

福祉従事者は、専門知識等を活かした社会貢献活動に参加し、地域の福祉向上に貢献することを通じて、地域社会に必要不可欠な存在であることをアピールする。

さらに、専門知識等を活かしてさまざまな国際協力の活動に参加し役割を果たしていく。

〔平成4年度〕	(1) 社会福祉法人等は、法人のさまざまな事業への住民の参加、各種養成校・大学等の実習教育の受け入れを通じて、広く国民が福祉サービスに従事することの素晴らしさを理解できるよう努める。 (2) 社会福祉法人等は、児童・生徒・住民を対象とした福祉教育の推進にあたる。 (3) 従事者は、専門知識等を活かして、子育て相談、介護相談、リハビリや福祉機器活用の相談、食生活改善相談、就労相談等の相談援助活動に取り組むとともに、各種のボランティア活動、地域福祉のための先駆的的事业に参加し、住民の福祉ニーズ解決を支援する。 (4) 社会福祉法人等は、開発途上国からのソーシャル・ワーカーの研修事業を受け入れるなど、国際協力に努める。 (5) 社会福祉法人等は、従事者がとりくむ社会貢献活動を援助する。
---------	--

II 福利厚生，職員採用，イメージアップ等の共同事業の実施（提案）

「勤務条件等改善目標・十か条」を達成するために、社会福祉法人等が以下の事業に関して共同実施に努めることを、提案する。

1. 共済事業等，福利厚生共同事業の実施
2. 福祉人材情報センター・人材バンク事業の充実と，従事者の共同募集事業の実施

3. 福祉施設等のイメージアップ，イメージチェンジのための事業等の実施
4. 共同研修事業の実施
5. 専門知識を活かした社会貢献の活動の実施
6. 国際協力のための共同事業の実施

福祉従事者確保のための法律制定制度改善，予算措置等について（要望）

福祉従事者の勤務条件の改善や福利厚生等の共同事業を推進していくためには，従事者確保に関する法律の制定をはじめ，国・地方公共団体による制度改善，予算措置によって裏付けされる面が必要である。次の諸施策を講じるよう要望する。

1. 福祉従事者確保対策に関する法律制定
福祉従事者の計画的な養成・確保，働き続ける諸条件の整備のために，養成教育に関する条件整備，就業あっせんシステムの確立をはじめ，社会福祉法人等が実施する待遇・勤務条件の改善や福利厚生事業等を促進するための総合的な法律を制定されたい。
2. 勤務時間短縮，休日・休暇取得の促進
 1. 福祉施設職員配置基準の見直しを図られたい。
 2. ホームヘルパー，社会福祉協議会職員の増員を図られたい。
 3. 休暇付与日数の増を図られたい。
3. 「福祉職俸給表」の創設等，給与・退職金の大幅な改善
 1. 「福祉職俸給表」の創設，給与財源の大幅な引き上げを図られたい。
 2. 在宅福祉・地域福祉関係職員の給与財源の大幅な引き上げを図られたい。
 3. 在宅福祉・施設福祉従事者の人事交流が可能となる給与改善を図られたい。
 4. 退職共済制度の改善を図られたい。
4. 夜間勤務等の業務軽減策の充実，業務省力化の促進
 1. 福祉施設の夜間勤務・宿直勤務の軽減を図られたい。
 2. 福祉施設の業務省力化のための機械化・業務外部委託等の一層の条件整備を図られたい。
 3. 福祉施設の非常勤職員配置等の職員配置の弾力化，業務外部委託化の対象の拡大を図られたい
 4. 在宅福祉従事者の夜間・休日勤務の確立と，勤務手当の制度化を図られたい。
 5. 在宅福祉従事者のための活動用車両，福祉機器の導入，業務用消耗品の確保等を図られたい
 6. 措置費・補助金の請求支払い事務の簡素化を図られたい。
5. 福利厚生事業等の充実
 1. 施設整備費・施設設備費において，職員休憩室，職員シャワールーム，職員体力増進スペース等の創設等を図られたい。
 2. 福利厚生共同事業の実施・援助策を図られたい。
 3. 「社会福祉従事者厚生年金基金」制度創設のための条件整備を図られたい。
6. 職階制度の充実，研修事業の充実
 1. 主任保母制の創設，複数主任制など職階制度の充実や，施設長任用資格の充実を図られたい。
 2. 福祉従事者の養成・研修制度の充実を図られたい。
7. 社会福祉法人の事業基盤の強化等
 1. 社会福祉法人の事業基盤充実に関する抜本的対策を図られたい。
 2. 1法人複数施設経営の促進を図るとともに，自治体からの地域福祉諸事業の受託の促進，公益事業の実施による大規模経営化のための条件整備を図られたい。

「提言」の実現に向けて

- 「勤務条件等改善推進委員会」の設置を -

「緊急提言」の内容には，ただちに取り組みられるべき当面の実施事項とともに，中期的に取り組みられるべき課題が掲げられている。

「緊急提言」の具体化の努力を継続するために，都道府県・指定都市社会福祉協議会，および全国社会福祉協議会に「勤務条件等改善推進委員会」（仮称）を設置する。

「勤務条件等改善推進委員会」は，主として各社

会福祉法人等における「勤務条件等改善目標」の実施状況や勢力内容，人材確保の成果，残された課題等を把握・分析し，必要に応じて「年次計画」を策定するなど，各社会福祉法人等における継続した努力を支援する役割を担うとともに，福利厚生共同事業の実施等の「提案」ならびに制度・施策・予算措置等に関する「要望」の実現に向けて努力するものである。